

○ 内閣府  
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎  
文部科学大臣 馳 浩

厚生労働大臣 塩崎 恭久

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省令第

内閣府  
厚生労働省

一号) の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「及び附則第三条」を「、第三条及び第五条から第八条まで」に、同条第二項中「次条及び第三条において」を「以下」に改める。

第五条第三項の表備考第一号中「。以下この号」の下に「及び附則第六条」を加える。

附則に次の四条を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第五条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第五条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができます。

第六条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「

小学校教諭等免許状所持者」という。）をもつて代えることができる。この場合において、当該小学校教

諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

**第七条** 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならぬ職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもつて代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

**第八条** 前二条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもつて代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

#### 附 則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。